

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 12月1日、中島由美子議員の一般質問でここへ登壇した際の発言内容について、謝罪と取消しを求めるものでございます。まず最初に、11月26日に行われた農業委員会と議員の意見交換会でのことです。中島由美子議員の議事録を読んだところ、「意見交換会の終わりに、一貫してのご意見は教育長の再任期間の長さが学力や部活に活かしきれていないと、とても残念だ」、こういうことでございます。1つも県大会に行く部活がないということは、学力もそれに比例しているとのことでした。これは、農業委員会と議会との意見交換会の場でございますので中島由美子議員の当日の発言ではないと思いますが、議場の場でこういう発言が許されていいのでしょうか。まず、部活動についてでございますけれども、1つも県大会に行っていないわけではございません。コロナウイルス感染症の流行で県大会が開催されないこともありましたが、昨年・今年において県大会レベルに出場したのは、剣道、体操、新体操、野球、陸上、水泳、駅伝、吹奏楽部が挙げられます。したがって、1つもということはあり得ないことである。そもそも部活動というのは、育ち盛りに必要な体力を養うこと、礼儀正しさや仲間意識の醸成、思いやりの心を育てるなどの目的があります。勝利することのみに専念するわけではございません。次に、在任期間が長いと学力や部活に活かし切れていないと言い切れるのでしょうか。まず、学力について考えてみます。狭い意味での学力というのは、学校で実施しておる学力検査、これが挙げられます。全部申し上げるわけにはいきませんが、今年次全国学習状況調査、これにつきましては、小学校は国語・算数、中学校は国語・数学、6年生と中3ということでございましたけれども、全国であるとか県であるとか比較したときに、3校とも上回っておると、こういう結果が出ております。これは、先生方の授業力であるとか指導力、これが向上していると言えると考えております。ただ、この全国学習状況調査については、学力を図る1つの目安に過ぎません。平均値でございます。大事なことは、一人一人の児童・生徒が、どこが習得できてどこにつまずいている、それを分析して授業に活かすと、こういうことが大事なんだと考えております。もっと広い意味で、義務教育における学力とは何なんだろうかと考えたときに、幅広い知識と教養を身に付け、豊かな情操と道徳心、これを培うとともに、健やかな身体を養うこと、それから正義と責任、自他の敬愛と協力を重んじて主体的に社会の形成に参画してその発展に寄与する態度を養うことであると、こういうふうに捉えております。簡単に言えば、子どもたちが社会人としての不可欠な、基本的な能力であるとか態度を育てていくということでございます。これから先、デジタル化、グローバル化、多様化など、社会が大きく変わる将来を生きる子どもたちに必要なことは何なんだろうと。それは、GIGAスクールの構想にもあるように授業を変えていくんだと。主体的対話と深い学び。今管内では、共同的な学びというところに視点を当てて研修を重

取り組んでいることをごさいます。部活動についても、これらの学力の一部であるというふうにごさいます。教育委員会として、村長のご理解により様々な教育プランに取り組んでいるところをごさいます。私は、就任当時から肝に銘じていたことは、学校数の少ない地域だからこそできることは何なんだろうということごさいます。仕事に取り組んでまいりました。在任期間が10年ということごさいます。ほかから見れば長いということごさいます。1つ1つ積み上げていくことが大切なんだろうということごさいます。今後も、学校に対しては、全力で支援あるいは指導に取り組んでいく所存ごさいます。このことについての根拠は何なんですか。2つ目です。議事録を読ませていただいて、議会と農業委員会の意見交換会の次に書かれてある発言につきましては、議会が始まったときからのことごさいますので、中島議員のお考えと、こういうふうにごさいます。「現在、教育長、事務局長、学校教育班長は、……………反映しない」と。反映しないというのは、その文脈から察すると、職員が保護者だったりすると、保護者目線で教育に反映できるんだらうということごさいます。他市町村の人物であれば、なぜそれが反映されないのか、根拠を知りたいものだと思っております。まず、教育委員会事務局の学校籍の職員につきましては、他市町村から優れた識見を有する教員、高い専門性、豊かな人間性を身に着けた教職員を、村内にいればいいですけれども少ないのであちこちから探してくると。そして、職が終わるまで榛東村の教育に尽くす覚悟のある教職員ごさいます。教育長は、村長が指名して、議会同意を得た上で就任をすることができるわけです。現在4期目ではごさいます。この間議会から賛成多数ということごさいます。この職に現在も就いているわけごさいます。このことは、村長の人事権である、私を指名すると、批判とも受け取ることができるんだらうと思っております。現在村内の小・中学校の正職の教職員については、80名程度ごさいます。榛東村在住の教職員は1人もごさいません。仮に榛東村というところは、村外の教職員は受け入れないと、そういううわさが立ったときに、私としては、もう教職員受容はできません。やはり児童・生徒を育てるのは、教職員の授業力であるとか生徒指導力、それに大きく関係しております。今後も力のある教職員を村内に配置すべく、全力で取り組む所存ごさいます。こういう見解、事務局以外の役場職員についても、村外の職員が多いわけです。その職員が、村民に対して様々な政策に取り組んで日々努力していらっしゃる。全く教育委員会のご指摘と同じかなと思っております。-130-それから、もう一つ、議事録には、清水健一議員が学校のデジタル化と、こういうことごさいます。教育委員会事務局が答弁させていただきました。ここでは、事務局が、学校通信であるとか献立表、これは紙ベースでということごさいます。その後、中島議員が、「事務局1人の考えなのかということをはっきりしなければなりません」と発言していらっしゃいます。この方針につきましては、事務局の発言というのは私の意を介した答弁であると、私の考え方と、こうご理解いただきたい。当然この実施に当たっては、校長会であるとか村の教育研究所のICT研究班であるとかいろいろ意見を聞きながら、そ

ういうふうにはなっているところでございます。議事録を見ますと、中島議員が登壇の最後に、「このように根拠や証拠に基づいて施策を進めていくという観点で自席に戻って云々」ということでございますので、ぜひ、以上私が申し上げた根拠は何なんだろうと。証拠は何なんだろうと、非常に分からないところでございます。議会規則の第61条には、議員はその会期中に限り議会の許可を得て自己の発言を取り消し、または議長の許可を得て発言の訂正をすることができることを付け加えたいと思います。以上。